

乳児健康診査実施要領

(目的)

第1条 母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の規定により、身体の発育途上にある乳児に対し、区保健福祉部及び指定医療機関において健康診査を行い、心身の発育・発達状態の確認と育児環境を把握することにより、適切な指導を行うとともに、乳児の保健の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は神戸市が実施し、その主管課はこども家庭局家庭支援課とする。

2 主管課は区保健福祉部および北神区役所こども家庭支援課(以下、「区保健福祉部」という。)、医療機関並びに関係機関と緊密に連携し、その積極的な協力のもとに事業を推進する。

(実施対象者)

第3条 4か月児健康診査

一般健康診査の対象者は、神戸市内に住所を有する4か月の乳児とする。

2 9か月児健康診査

一般健康診査の対象者は、神戸市内に住所を有する9か月の乳児とする。

(実施機関)

第4条 4か月児健康診査

区保健福祉部において実施する。

2 9か月児健康診査

神戸市と委託契約を締結した医療機関(以下、「指定医療機関」という。)において実施する。なお、一般社団法人神戸市医師会に所属する医療機関については、神戸市は神戸市医師会と委託契約を締結する。

3 精密検査

指定医療機関において実施する。

(診査項目等)

第5条 一般健康診査(4か月・9か月児健康診査共通)

- (1) 身体発育状況
- (2) 栄養状況
- (3) 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- (4) 皮膚の疾病の有無
- (5) 四肢運動の障害の有無
- (6) 精神発達の状況
- (7) 言語障害の有無
- (8) 予防接種の実施状況

(9) その他の疾病及び異常の有無

2 精密検査

「乳幼児健康診査精密検査実施要領」によるものとする。

(実施方法)

第6条 4か月児健康診査

(1) 問診票の送付

区保健福祉部は、4か月児健康診査問診票（以下、「4か月児健診問診票」という。）を健診日の約1か月前に該当する乳児の保護者に健診案内とともに個別に送付する。

(2) 健康診査の実施

交付を受けた乳児の保護者は、必要事項を記入のうえ、4か月児健診問診票を区保健福祉部に提出して受診する。

(3) 精密検査

4か月児健康診査の結果、精密検査を要すると診断された者に対して、医療機関において精密検査を行うものとする。

2 9か月児健康診査

(1) 受診票の送付

区保健福祉部は、9か月児健康診査受診票（以下、「9か月児健診受診票」という。）を健診日の約1か月前に該当する乳児の保護者に健診案内とともに個別に送付する。

(2) 健康診査の実施

交付を受けた乳児の保護者は、必要事項を記入のうえ9か月児健診受診票を指定医療機関に提出して受診する。

(3) 健康診査の結果報告

指定医療機関は、健康診査の結果を9か月児健診受診票に記載し、区保健福祉部宛てすみやかにFAXで送付する。

(4) 事後指導

区保健福祉部は、9か月児健診の受診結果にもとづいて、指導又は医療を必要とする乳児に対して指定医療機関と緊密な連絡をとり、訪問指導、健康相談等を行いあるいは医療給付等の制度を十分に活用するよう勧奨し、この事業の推進に努めるものとする。

(5) 精密検査

9か月児健康診査の結果、精密検査を要すると診断された者に対して、精密検査を行うものとする。

(9か月児健康診査委託料の請求・支払い)

第7条 委託料

指定医療機関に支払う委託料の額は、神戸市との業務委託契約書に定める額とする。

2 委託料の請求

指定医療機関は、9か月児健康診査終了後に請求書に9か月児健診受診票を添付して、月ごとに主管課あて請求する。

3 委託料の支払い

主管課は、請求があったときは、すみやかにその内容を審査し、委託料を支払うものとする。

附 則

この事業の実施にともない乳児健康診査実施要領(昭和56年4月1日実施)を廃止する。

この要領は、平成10年4月1日から実施する。

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

この要領は、令和2年4月1日から実施する。